

令和元年度普通会計決算認定特別委員会

令和2年10月15日（木）

〔委員会の概要 農林水産部関係〕

元木委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時32分）

これより、農林水産部関係の審査を行います。

それでは、質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

岡本委員

昨日の県土整備部の審査で聞いたのですが、農林水産部にも聞いたほうがいいという意見が多かったのでお伺いします。

歳入歳出決算説明書の66ページですが、性質別構成比での工事請負費は約373億円です。これは県土整備部や教育委員会など全部局を合わせたものですが、このうち農林水産部は約82億2,600万円になっています。

昨日も県土整備部に聞いたのですけれど、過去3年間の工事請負費は分かれますか。

板東農林水産基盤整備局次長

岡本委員から、農林水産事業費における工事請負費の過去3か年分について御質問いただきました。

農林水産事業費における工事請負費の過去3か年の決算額につきましては、令和元年度はこの決算書に載っておりますように、約82億円、平成30年度は約68億円、平成29年度は約60億円となっております。

岡本委員

ちなみに県土整備部は、平成29年度は約169億円、平成30年度は約225億円、令和元年度は約237億円と答えていただきました。

昨日も言ったけれど、今回の農林水産部の決算について、当初予算額は315億1,000万円余り、補正予算合計額は10億8,000万円余りです。その次に、記載が後になっているのがおかしいと思うのですけれど、前年度からの繰越額。この繰越額は工事請負費だけではないのだけれど、93億7,000万円余りあるのです。

令和元年度の農林水産部の工事請負費は全部を合わせて約82億2,000万円です。これだけでは捉えづらけれど、繰越額とやや似ているのです。前年度からの繰越分は工事請負費に大体計上されている。では当初予算はどうなのという話を昨日からしているのですが、工事請負費の捉え方は同じですよ。決算だから3月31日を基準にして前払、中間払、しゅん工払を入れた支出額の合計でいいのですね。

（「はい」と言う者あり）

県土整備部にも答弁は要らないと言いました。なかなか答弁しづらいよね。

この決算書の中で農林水産部は419億円余りあるのです。今の予算の見方では、当初予

算、補正予算、前年度からの繰越し、この三つを考えないといけない。

もう1回言いますが、当初予算額は315億円余り、補正予算額は10億8,000万円余り、前年度からの繰越額は93億円余り、合計では419億円になるのです。工事請負費の約82億2,000万円をこの三つの中に割り込んで見てみないと本来の決算は分からないのです。これを言っても多分答えられないと思います。そういう考え方でもらわれないといけないということです。答弁は要らないですけど、絶対そうなのです。

県土整備部はすごいですよ。翌年度への繰越額が412億円余りもあるのです。農林水産部の翌年度への繰越額は約103億円ですよ。分けてやっていただきたいと実は思っているのです。ずれていっているので説明の仕方が難しい。恐らく3年で見ないと分からないような予算になってきています。何が何だか分からないようになってきているのではないですか。この工事請負費の約82億2,000万円の中に令和元年度の当初予算分が一体幾ら入っているのかという話になるのです。ちょっと増えている。なぜかという消費税が上がっているのです。

これ以上は言わないけれど、そのあたりをちょっと考えておいてください。答弁は必要ないです。できないです。言っている意味は分かるでしょう。

単純に言えば、先ほど答弁してもらった約82億2,000万円の工事請負費は予算が三つに分かれています。当初予算、補正予算、その後に前年度からの繰越し。本来は当初予算の前に前年度からの繰越しがあるのです。書き方が逆なのです。三つに分けたらよく分かる。分けるなどということも思ったことはないでしょう。これが言いたいことなので、ちょっと考えておいてください。なぜかという次に大変なことが起こる。次のことは余り言えないけれど。以上ですが、何か発言してください、今後頑張るとか。

#### 板東農林水産基盤整備局次長

公共事業の予算の執行に関しましては、年度当初から計画的に進めていくということとしております。

昨年9月議会では繰越明許費をお認めいただき、年度をまたぐ工事ということから、適正な工期の確保と執行に努めてきたところでございます。

農林水産部の公共工事といいますのは、ほ場整備、農林道、漁港といった地域に密着した事業でもあることから、執行に当たっては、地元や関係機関と情報共有に努め、綿密かつ粘り強く調整を進めているところでございます。

引き続き、執行能力の強化を図りながら早期執行に今後とも努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 岡本委員

それでいいのですが、もう一つは、徳島県命を守るための大規模災害対策基金。これは僕が提案したのです。基金のうち六つか七つは僕が提案したものが入っているのだけれど。これは最初に10億円を積み立てて、50億円になったらいろいろ使っていきたいと思いますということになっています。

喜多委員が昨日言っていましたが、山地などでいろんな災害があるじゃないですか。例えば治山とか。農林にも結構あります。

何が言いたいかといえば、去年はこの基金を9,000万円しか使ってないのですが、そのうち農林水産部は0円なのです。今は河川の災害などが多いし、命を守るための大規模災害対策基金という名称もあるから何となく県土整備部が頂くべきなどとは思っていないのです。

僕が調べた限りですが、昨年、農林水産部はこの基金を使っていない。これは使えるようになっているからね。今は約38億円の残高があります。県土整備部だけがいつも使っています。そのことも考えて使っていただきたいと思います。

#### 黒崎委員

私からも、数点、令和元年度の農林水産のことでお尋します。

地球の温暖化についてもずっと言っているのですけれど、令和元年度の試験研究の予算と件数をお教えいただければと思います。

#### 山本経営推進課長

ただいま黒崎委員から、令和元年度の研究に関する予算と件数についてお尋ねいただきました。

先ほど委員からもありましたように、温暖化が進む中、県では、気候変動等の影響を回避、軽減する研究、スマート農業の技術研究などを実施しております。また、そういったことに寄与するような新品種、新技術の開発についても実施しております。

令和元年度の農林水産総合技術支援センター全体の試験研究に係る予算額につきましては約1億8,000万円、このうち国からの予算が約7,000万円でございます。件数につきましては、農業、畜産、林業、水産の各研究機関の合計で100件、このうち大学や民間企業との共同研究は42件となっております。

#### 黒崎委員

民間、大学と42件、総合で100件ということでございます。ほかの県も大体そうなのですが、徳島県だけの予算では追いつかないので、国から予算をもらって民間や大学と一緒に研究したりというのが最近の流れになっております。そこから上がってくる研究成果ですが、客観的な評価はどのような形でされるのかを教えてください。

#### 山本経営推進課長

ただいま黒崎委員から、研究の成果の評価について御質問いただきました。

この評価につきましては、試験研究を実施する際のステージに応じまして、事前評価、中間評価、事後評価、それぞれにおいて、各研究開発部内の関係各課による内部評価を実施しております。

この内部評価だけではなく、農林水産の各分野における学識経験者、生産者、消費者から成る外部評価委員会というのも設けておりまして、そこで頂いた意見や要望を反映して、今後の研究開発の成果の普及に取り組んでいるところでございます。

また、一番大切な生産現場における評価という点につきましては、例えば全国一の生産量を誇る春夏ニンジンの栽培におきまして、生産者の経験や気候変動にかかわらず高品質

・高収量の生産を実現するため、IoTを活用して、ビニールトンネルハウス内の温度や湿度をリアルタイムでいつでもどこでもスマートフォン等で確認できる栽培管理支援システムを開発したところでございます。

このシステムにつきましては、温度や湿度を計測できる市販の機材を利用して親機をハウスの外側、子機をビニールトンネル内に設置するものであります。親機は子機からの計測データを無線通信で収集して、そのデータを生産者がスマートフォンやパソコンで随時確認できるというようなものでございます。

こうしたことで、本県の代表品目である春夏ニンジンの高品質・高収量化に寄与できるよう、今年度の秋から実証試験を県下8か所で行うこととしております。

このように、生産者をはじめ関係者の評価、意見を頂きながら、生産現場や消費者ニーズに即応した研究開発に取り組み、速やかな課題解決に努めてまいりたいと考えております。

黒崎委員

山本課長から御報告がございました実証実験ですけれども、8か所で実施するのは今年ですか、来年からですか。

山本経営推進課長

今年の秋からです。

黒崎委員

この秋から8か所で始める、結果が良ければニンジン農家全てに推進するというように受け取ってよろしいですか。

（「はい」と言う者あり）

ニンジンもちょっと生産が落ち込んだりする場合がありますが、話を聞いていたら、温暖化に原因があるということでございますので、是非ともそのあたりはしっかりと進めていただきたいと思っております。

いずれにしても徳島県の農業総産出額はそんなに多くはございません。1,000億円前後というところずっと推移しております。ただ、その1,000億円をどこまで守っていくのかということが大変重要だと私も思っております。1,000億円という農林水産の売上げを確保するためにはこれからどんなことが大切であるかということでございますが、お答えしてくれますか。

宮本農林水産政策課長

ただいま黒崎委員から、農業総産出額1,000億円の維持に必要な取組について御質問を頂戴したところでございます。

将来にわたって本県の農業の持続的な発展を図るために、まずは市場ニーズや地域特性に応じた生産振興、さらには次代を担う農業の担い手の育成確保などについて戦略的な取組を進めてまいったところでございます。

例示を申し上げますと、生産振興については、農業生産者の省力化、地域農業の維持、

活性化のための除草剤散布用ドローンなどスマート農業機械の導入，JAの集出荷先等の共同利用施設の機能強化に対する支援を行ってまいったところでございます。

また，農業生産を担う人材の育成につきましては，昨年11月に開設いたしました農林水産未来人材スクールを窓口として新規就農者の育成確保に取り組んでいるところでございます。今年7月には株式会社誠和などとの連携協定に基づいた施設園芸アカデミーをスタートさせるなど，環境制御技術を駆使する施設園芸のエキスパートの育成を推進することとしているところでございます。

#### 黒崎委員

農業総産出額を1,000億円のラインでとどめていくいろんな努力をされているのですが，それ以外に流通ですね，販売，市場の話です。市場に対して県からどのように働き掛けていくのか。数年前に東京市場を開拓するというので，大阪市場に回していた物を東京に一部転換した一時期がございました。当時は私も推進派だったので賛成したのですが，良かったのか悪かったのかということもあると思います。そのあたりのことは皆さんでよく考え，生産者の皆さん方の御意見も十分聞きながら，新たに進めていっていただきたいと考えております。

いずれにしても，なかなか厳しい状況になっているのですが，新型コロナウイルス感染症によって家で料理をする機会も増えているということで，マイナスもあるけれど若干のプラスもありそうだということでございます。

先ほど山本課長さんから御報告がありましたけれど，今後は研究部門とともに第一次産業の発展に最大限の努力をしていただきたいと思っております。

#### 喜多委員

先ほどの商工労働観光部に比べれば小さい金額になるのですが，説明資料の27ページにある未収金の約300万円の説明をお願いいたします。

#### 朝倉森林整備課長

森林整備課の収入未済額につきましては，平成12年度復旧治山工事の中止による工事請負業務の契約解除に伴う前払金の返納金の収入未済によるものでございます。債務者には誓約書を提出させて納付を受けているところでございます。今後とも確実に納付させるよう，しっかりと取り組んでまいります。

#### 喜多委員

よろしく申し上げます。

昨日の徳島新聞の折込チラシのOUR徳島は農林水産オンパレードでございまして，すばらしい記事というか，徳島県を代表する農林水産と畜産を取り上げておりました。

農産物は種をまいて1年弱を掛けて大切に，天候を見ながら育てていく。台風があるし，イノシシやサルなどの鳥獣被害によって一瞬にしてゼロになるという大変な作業の中で皆さんは頑張っております。その上に，輸入の農産物，水産物，畜産物が段々と増えていっておりますし，その中で後継者がいなくなっております。

今は米やいろんな物が当たり前前に食卓に並んでおりますけれども、NHKの朝の連続ドラマで「エール」を放送しておりますが、戦時中で食べる物が一つもないというような時代の話です。今や飽食の時代で、すごい数の食べ物を処分しているというような中で、農林水産はこれからますます大変になると思います。農林水産部は以前から阿波ふうどの計画を立てており、すごく頑張っていると思います。

最近特に外国人の労働者が減って、ドローンもありますけれども、この決算期の前からいろいろと問題も起こっているような状況になっています。そのような中で皆さんは頑張っています。コシヒカリや特Aになったあきさかり、そしてにじのきらめきという新品種。にじのきらめきはこれから徳島県の一つの品種にしようかということもあります。

これからの農林水産全体の意気込みについてお答えいただけたら有り難いと思います。

#### 松本農林水産部長

喜多委員から、徳島県の農業、食料生産についての今後の意気込みというような御質問を頂いたところでございます。

委員からお話のとおり、徳島県は非常に豊かな自然に恵まれております。そこで農業をはじめ水産業は非常に豊かな生産を誇っており、それがまた品質の高さと相まって市場で評価されてきているというところでございます。

担い手が不足しているという状況にございますが、本県といたしましては、特に各種のアカデミーをはじめとした人材育成に力を入れておりまして、今般のコロナ禍による地方回帰の動きなども機敏に取り入れて、今後も引き続き本県の豊かな食料生産を堅持していきたいと考えております。

また一方で、委員からのお話にもございましたが、食料の安定供給という、今日ちょっと意識が薄らぎやすい部門につきましても、本県でまだまだ活用されていない、特に中山間地域と呼ばれる所がございまして。

そこに関しましても、プロの農業者とまではいかないが農業に参入したいという気持ちを持っている様々な人を都市部や他の産業から呼び寄せて、農業部門に携わってもらおうというような取組についても、今後は重要になってくると思います。そちらに関してもどのような手立てが講じられるかということの研究してまいりたいと考えております。

#### 増富委員

与えられた時間が本当に少しなので、1点だけ質問させていただきたいと思います。

県土整備部、政策創造部において、移住、定住について質問させていただきました。これが最後ですが、説明資料の23ページの移住・定住に向けた都市農村交流の促進、徳島発！輝くむらのたから展開事業についてです。これは移住、定住の前段になるような情報発信を主にやっている事業だと思います。金額が531万8,000円ということで大きなお金ではないのですが、この事業内容について教えていただきたいと思っております。

#### 板東農林水産基盤整備局次長

委員から、徳島発！輝くむらのたから展開事業の内容について御質問がありました。

この事業につきましましては、本県の特色ある農林水産物を生み出す農山漁村地域において

大切に受け継がれてきた食、景観、伝統行事などを地域資源と捉えまして、これらを都市農村交流に活用していこうという取組を行う地域を、有識者の意見も踏まえながら県が認定し、その地域の更なる魅力向上や情報発信を支援しているものでございます。

具体的には、県内の農山漁村地域から、むらのたからを募集しまして、例えば吉野川市の美郷では、地域全体をキレイのさと美郷の名称で、ここにまつわる地域資源として、特産品の梅や梅酒、景観としての高開の石積み、行事としてのほたるまつり、これらの取組を認定しているものでございます。また、上勝町では、黄金色に香る「上勝阿波晩茶」の名称で、古くからの製法で乳酸発酵させて作る番茶や、町全体を会場とする上勝晩茶祭りなどの取組でございます。これまで9地域を認定しているところでございます。

そして、これらの認定地域を新たな体験スポットとして国内外に発信するとともに、今後は交流拠点としても磨き上げていき、交流人口との拡大を図ることで地域の活性を図ろうという事業でございます。

#### 増富委員

吉野川市をPRしていただきありがとうございます。このパンフレットですよ。

（「はい」と言う者あり）

これは僕も見させてもらったのですけれども、美馬市湊名、元木委員長の地元の東みよし町内野、吉野川善入寺島。このような捉え方をされていてすごいなと感心しました。この事業の実績等々についてもお伺いいたします。

#### 板東農林水産基盤整備局次長

令和元年度の実績について御質問いただきました。

令和元年度は、上勝町の黄金色に香る「上勝阿波晩茶」、那賀町の受け継ぐ伝統技術、木頭杉の一本乗り、東みよし町の四季が彩る“うちの”の田舎暮らし、この三つの認定地域で取材を行いました。

あたかも一本杉に乗って川下りをしているような仮想体験ができるVR動画を作成し、YouTubeに開設した徳島発！輝くむらのたからチャンネルにおいて多言語のテロップを付けて公開したり、大鳴門橋架橋記念館エディ、関西国際空港、東京のイベント会場でVRのコーナーの設置を行ったところでございます。また、近県のサービスエリア、空港、道の駅でのポスター掲示、パンフレットの配布などを行いまして、年間を通じて広く周知していたところでございます。

#### 増富委員

その下の段のとくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業について、金額は78万8,000円なのですが、最後にこの実績もお伺いしたいと思います。

#### 板東農林水産基盤整備局次長

とくしま農山漁村（ふるさと）応援し隊事業の令和元年度の実績について御質問いただきました。

この事業につきましては、社会貢献に積極的な企業や大学と、応援を求める農山漁村地

域の間を県が取り持ちまして、農作業や地域の活性化活動を両者の協働によって行うものでございます。現在、65の企業と大学が協働パートナーとして県と協定を結んでおり、応援を求める地域はふるさと団体として52地域を登録しております。

令和元年度の活動につきましては、18のふるさと団体、延べ31日間、582名の協働パートナーに参加いただいております。活動内容としては、集落の景観保全、農作業の収穫、お祭りなどの伝統行事への応援を実施しております。

例えば、吉野川市の美郷では、高台の芝桜を保全する石積みの草取り作業、ほたるまつりの事前準備としての遮光ネットの設置作業を協働で行っております。また、美馬市の穴吹町仕出原においては、地域の特産品のハッサクの収穫作業を協働で行っております。

参加していただいたふるさと団体の皆様方からは、地域住民だけでは大変な作業になるので大変助かった、県内企業を身近に感じることができた、協働パートナーの皆様からは、地域活動に貢献できて新しい絆きずなもできた、地域の特産品を知ることができてよかった、今では定期購入しているなどの声を頂いております。

地域の維持、保全にも役立つとともに新しい交流も生まれるよう、双方にメリットのある活動を引き続き今後とも展開していきたいと思っております。

#### 増富委員

これは中山間地域にとって本当に有り難い事業であると思うのです。今は吉野川市のことを言っていたのですが、そのほかに、ホテルの保全活動、元木委員長の地元では農村舞台の設営の応援、岡本委員の地元では各種イベントの準備などがあります。

協働パートナーということで、今後とも続けていってほしいのですが、過疎地、高齢化、耕作放棄地などが中山間地域には広くございます。こういう事業をなお一層展開していただきたい。中山間地域の活力ある、お互いが協働し合うという事業なので、大切にしてみっと広げていってほしいと思います。どうかよろしく願いいたしまして、終わりたいと思います。

#### 扶川委員

耕作放棄地の面積についてですけれども、2015年の農林業センサスでは徳島県が4,577ヘクタールで、5年前の2010年より113ヘクタール増えております。北島町が874ヘクタールですから、耕作放棄面積は北島町の5.37倍というような状況だということです。

耕作放棄地は放置するとどんどん使えなくなって荒廃農地になっていくわけですが、その前にどう活用するかという対策を打っていくのが重要だと思うのです。

何かのホームページで国の方針を見ますと、一定の転用は仕方ないと。転用を中心に日本全国でどんどん農地が減ってきているわけですが、農地転用制度においては、集団的な農地や土地改良事業を実施した農地を優良農地として確保した上で、地域で発生する転用需要を農業上支障が少ない所に誘導していく仕組みだということが農地転用制度の考え方として書かれてあります。これを読むと、全体としては、農地が減っていくのはやむなしで、良い所だけ残していくという方針なのかと思ってしまうのです。全国的にもどんどん農地が減っていますから。考え方としては必ずしも賛成できないのだけれど。

できれば優良農地だけでなく、食料自給率を確保していく上で農地はできるだけ残して

いかなければいけないのだらうと思います。ところが、どうしても担い手不足やこれからの人口減少の問題などがあるので、そのまま農地として耕していくことがなかなかできない所も出てくると思うのです。

例えば、そういう所について、営農型太陽光発電などを導入して荒廃農地にせず、必要があれば農業に完全に戻して、農林業センサスにも一定寄与するというのはいいいアイデアだと思うのです。それを勉強していきたいと思うのですが、絶対に転用が認められないような優良農地、誘導の対象で転用してもいいというような農地、これらの情報がないと考えていくことができないと思うのです。

耕作放棄地の把握は農林業センサスしかありませんが、農業委員会では耕作されていない土地を別の形で把握されていますでしょう。そちらの数字を拾って、優良農地はどのくらいあるのかを是非調べていただきたいのです。現在分かっているのだったら教えてください。

堀部農林水産政策課農地利用調整担当室長

ただいま扶川委員から、農業委員会が調査した上での耕作放棄地ということで御質問いただきました。

農業委員会が農地の利用状況調査を年1回行っております。遊休農地の定義は二つございまして、一つは現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれている農地、もう一つは農業上の利用の程度が周辺地域における農地の利用の程度に著しく劣っていると認められる農地。そのいずれかに該当する農地が農地法上の遊休農地となっております。

各遊休農地の調査につきましては、1筆ずつ年2回、農業委員会の複数の農業委員が現地確認をして調査を行っているところでございまして、その農地が農地法上原則として転用許可が認められない農地かどうかは調査対象になっていないということで、遊休農地のうち優良農地がどれだけあるかは、申し訳ございませんが把握しておりません。

扶川委員

優良農地については、太陽光発電などは営農型のものしかできなくて、営農型となると周辺と比べて収量が8割以上ないと認められない。太陽光の活用ができないわけです。8割以上というのは非常にハードルが高いのです。実際、ほとんどの所は活用が難しいのではないかと思います。そうこうしているうちに優良農地である所がどんどん荒廃していつていってしまう。これだと何をしているのか分からないと思うのです。

だから、今、耕作放棄地や遊休農地になっているものの中で、本当に真剣に急いで守っていかなければいけない農地がどれくらいあるかを把握し、荒廃農地にしない対策に取り組む必要があると思うのです。調べる仕組みがないということに首をかしげるのですけれど、県の農地を守っていく、農業振興をする施策として、調べる必要はないのですか。

堀部農林水産政策課農地利用調整担当室長

ただいま扶川委員から、優良農地であって遊休農地になっている農地について、営農型太陽光発電を活用して解消していったらいいのではないかと、その前提としまして調査をす

べきであるという御提言を頂いたところでございます。

この営農型太陽光発電制度につきましては、農地は原則として農地として利用していくことが基本ということで、特に優良農地については農地として利用していくことが大原則になっております。営農を継続しながら農地の上方空間を有効活用して太陽光発電を行いたいといったニーズもございましたので、平成25年3月から、国において、太陽光パネルの下の農地で営農が適切に継続されるという前提で制度化されたものでございます。許可などにおいては、営農が適切に行われるということが大前提になっており、そういったことを担保した上で進めていくという制度になっております。

また、耕作放棄地の解消のために太陽光発電を進めてはどうかという観点でお答えさせていただきます。太陽光パネルを設置すれば必然的に条件が悪くなるので、生産性が劣ってくるということで、積極的に進めるということは、結果として農業の生産性、生産額が低くなるということもございますので、緩和することはなかなか厳しいかと思っております。優良農地につきましては、条件のいい所なので、農地中間管理機構を通じて担い手が比較的借りてくれたりしますので、そういった通常の施策で解消を図っていくべきかと考えております。

扶川委員

もう時間がないので、またゆっくり勉強して議論したいと思えます。

元木委員長

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、私から質問させていただきます。

農畜産物の輸出維持促進対策ということで、私の地元でも和牛の生産者の方々が海外に直接出向いたり、いろいろな活動が行われたようでございますけれども、昨年度実際にどういった取組が行われてどのような効果が認められたのかという点について、概要をお伺いいたします。

新居畜産振興課長

ただいま元木委員長から、にし阿波ビーフのこととなりますけれども、昨年度の取組等について御質問いただきました。

株式会社にし阿波ビーフ食肉センターでございますけれども、全国に先駆けて平成28年3月にハラル専用食肉処理施設として施設整備を行ったところでございます。

平成29年9月でございますけれども、まずはマレーシア向けということで、マレーシア政府による日本国内の現地調査を踏まえまして、タイ、マレーシア輸出牛肉取扱施設として厚生労働省から11月7日付けで認定を受け、同月21日に初めての出荷が行われたところでございます。以降、インドネシア、台湾、マカオ、タイ、ベトナムへの新たな販路拡大に向けて輸出牛肉取扱施設の認定を受けてきたところでございます。

その中でも輸出量の多くを占めておりますマレーシアの輸出実績でございますけれども、平成29年度は約11トン、平成30年度は約14トン、昨年度は約19トンと、着実に輸出量

が増加しております。

また、約2億5,000万人という非常に多くの人口を有するインドネシアへの輸出拡大につなげるため、今年2月、にし阿波ビーフの地元である東みよし町等々と連携いたしまして、インドネシアにおける県産牛肉の認知度向上や販路拡大に向けた取組を行うとともに、輸出量の増加に向け市場調査を実施してきたところでございます。

さらには、今月10日でございますが、新たな輸出先国としてシンガポール向けの輸出認定を受けるなど、着実に輸出量の増加に向けた取組を進めているところでございます。

今後とも、こうした国々への輸出拡大や新たな輸出先国への販路開拓など、ハラール圏はもとより、また牛肉のみならず、阿波尾鶏や鶏卵等の畜産物についても本県畜産業の生産振興を図るため関係者一丸となって海外輸出に取り組む支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

#### 元木委員長

着実に輸出量が増加していることで、私の地元でもインドネシアの方々がたくさん来られて働いていただいているところでもございますし、マレーシア、インドネシア等には本県関連の企業もあると伺っております。コロナの時代ではありますけれども、そういった方々の協力も頂きながら、和牛の安全・安心感をしっかりとアピールして、生産振興、雇用の拡大等につなげていただきたいと思う次第でございます。

次に、農業の担い手育成について少し確認させていただきたいのですけれども、農林水産部でも次代を担う人材への投資が1丁目1番地の施策として位置付けられているようでございまして、たくさんの方々が取組がなされております。

中でも、この農業人材力強化総合支援事業では、3億円程度の事業費で青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための取組などが進められているわけでございますけれども、これらの農業の担い手育成及び確保事業の昨年度の取組の概要とその実績について、お伺いさせていただけたらと思います。

#### 美馬農林水産総合技術支援センター人材育成担当室長

農業人材の呼び込み確保につきまして、元木委員長から御質問いただいております。

この農業人材力強化総合支援事業につきましては、主には農業次世代人材投資資金により、経営の研修段階、営農開始後の経営の安定に資する交付金を支給することによる人材確保の取組でございます。これにより、昨年度につきましては25名の方が新たに経営を開始しております。平成24年度から8年間で453名の方が新たに経営を始めております。

これ以外に、経営農業の担い手対策としまして、呼び込みから営農への安定には農業にまず関心を持っていただく必要がありますので、とくしま農林水産未来人材スクールにおいて農業の魅力、研修、体験についてのPR、情報の提供などを始めるほか、インターシップによって農業を身近に感じていただく体験などの取組、とくしま就農スタート研修では実践的な農業技術を農業法人の現場で習得していただくための支援など、経営の安定に至る段階に応じた支援を講じており、昨年度は149名の新規就農者を確保したところでございます。

今後とも新規就農者のニーズや段階に応じてきめ細かな支援策を講じまして、担い手の

育成確保に努めてまいりたいと考えております。

#### 元木委員長

149名の新規就農を獲得されたということでございますけれども、この農業というのは安定感が乏しい職業の一つといわれておまして、なかなか職として定着率が低いとも言われているようでございます。

是非、農業の魅力アップとともにそういった職としての安定感を養っていけるような仕組みづくりに取り組んでいただきたい。少しでも多くの方々が農業に継続して取り組んでいただけるような体制整備をよろしくお願い申し上げる次第でございます。

それと、細かいことで恐縮なのですが、河川における重要魚種であるアユの資源維持増大を図るために、漁業者が行う種苗放流に対して支援を行われたということで、説明資料にございますけれども、地元でも最近アユが少なくなった、年の変動が大きいなどいろいろなことが言われております。その要因についてもいろいろなことが言われているわけでございますけれども、昨年のアユの資源維持増大に向けた具体的な取組とその成果等について御説明いただけたらと思います。

#### 里水産振興課長

先ほど委員長からお話ございましたように、アユにつきましては、近年、遡上が非常に減少傾向にあるというようなことでございます。県におきましても、産卵場造成の支援をはじめ、カワウによる食害被害の防止策について、漁業協同組合が駆除を行う際の支援を行っております。

県といたしましては、引き続き現場の皆様の声をお伺いしながら、継続して支援を続けてまいりたいと考えております。

#### 元木委員長

カワウの被害対策等にも取り組んでいただいているということでございます。

アユの生息量を調査するに当たって、県では漁業関係者と専門家の方に任せていると感じるわけでございますけれども、水産振興課だけでなくいろんな部局の事業にも関わりがあると思います。多角的な視点から積極的な調査に自ら前向きに取り組み、この問題の解決に少しでも寄与していただきたいということを要望いたしたいと思います。

それで、最後に、いつもながらの質問なんですけれども、鳥獣被害対策の問題について何年も本会議等で質問させていただいたところでございますが、昨年度において、活動経費の支援体制、市町村との連携、ジビエの利活用などにどのように取り組んだのか、改めてお伺いさせていただきます。

#### 宮崎鳥獣対策・ふるさと創造課長

ただいま元木委員長から、鳥獣被害対策についての取組と成果、ジビエのPR等々についての御質問を頂きました。

まず、本県の鳥獣被害対策につきましては、捕獲対策と保護・防護対策を両輪として取り組んでおります。

まず、対策の要となる捕獲につきましては、市町村と連携して、これまで県下に1,200を超える捕獲おりを設置するとともに、各地区の猟友会の協力の下、平成26年度から令和元年度まで6年間連続で2万頭を超えるニホンジカ、サル、イノシシなどの有害鳥獣を捕獲しております。令和元年度は2万4,000頭で、過去最多の捕獲数となっております。

また、防護対策につきましては、これまで約1,900キロメートルの侵入防止柵を設置いたしまして、収穫されない果樹や農作物の除却、モンキードッグによる追い払いなど、獣種別の被害対策プログラムに基づく効果的な防護対策を推進しております。

さらに、防護・捕獲対策を地域ぐるみで総合的に実施している被害ゼロ集落の育成にも取り組んでおりまして、平成29年度は7集落、平成30年度は14集落、令和元年度は16集落、合計37集落を育成したところでございます。

このような取組によりまして、令和元年度の野生鳥獣による農作物被害は9,400万円余りと、平成20年度以降11年ぶりに1億円を下回ったところでございます。

野生鳥獣は、生息域の拡大に伴い、中山間地域にもたらず農作物被害にとどまらず市街地にも出没しまして、住民の皆様方から不安の声が寄せられているところでございます。

そこでさらに、今年度につきましては、更なる捕獲の強化に向けまして、ドローンやAIを用いたニホンザルの群れの生息・被害状況、市街地でのイノシシの出没状況などを調査、分析して、より効果的な捕獲につなげてまいりたいと考えております。

加えまして、県境付近や標高の高いエリアにおいて高密度で生息しているニホンジカにつきましても、愛媛県や高知県と連携して集中捕獲することとしております。これまで以上に捕獲を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、令和元年度における阿波地美栄の魅力の発信、消費拡大の取組についてでございます。

捕獲した鳥獣をジビエにして有効活用することは、捕獲活動を加速し、有害鳥獣の減少につながると考えております。そこで、県といたしましては、これまでの衛生管理ガイドラインに基づく施設において処理されました安全・安心なシカやイノシシの肉を阿波地美栄と名付けまして、PRして消費拡大に努めてきたところでございます。

令和元年度の主な取組について御説明させていただきます。

阿波地美栄×狩猟フェスタ、県民から料理のレシピを募集する阿波地美栄料理レシピグランプリ、徳島市内の飲食店を中心としたキャンペーン、ジビエ・ナイトの開催や、大学と連携して県内の処理加工施設を対象に業務用のシカ肉の生ソーセージの試作の実習や研修会を開催し、商品加工品の普及を図っております。シカ皮製品の普及のための支援も行っております。

また、学校給食でのジビエの活用を促進するために、学校の栄養教諭や栄養士などを対象としたジビエの給食普及の研修会も実施しております。

さらに、阿波地美栄の消費拡大に向けて、商談会や、料理人対象のジビエの料理講習会も開催しております。それと同時に、捕獲から消費まで一貫した取組をPRする動画も作成しております。

このように、県内外に向けまして阿波地美栄の魅力を発信しております。これらの取組によりまして、昨年度に県内8か所の処理加工施設で処理されましたシカは1,051頭、イノシシは223頭、合計1,274頭で、平成29年度の508頭から2.5倍程度になっております。阿

波地美栄の取扱店も3店舗増え、現在は43店舗となっております。

今年は新型コロナウイルス感染症の状況もございますので、今後は集客型のイベントにとらわれず、飲食店を中心とした阿波地美栄のキャンペーンを通じまして、更なるジビエの消費拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

元木委員長

たくさんの取組を御説明いただきました。実績もあったということでございますけれども、私も中山間地域、過疎地域を中心に行ったりするのですけれども、どこに行っても大体その話が出てきます。とりわけ小規模で農業を営んでおられる方はなかなか対策もきちんとできていない部分もあって、そういった方々の所に被害が集中しているというような状況もあろうかと思えます。

県もこれまで何年にもわたっていろんな取組をされていて、いろんなデータもあると思いますので、是非しっかりと分析していただきたい。最小の経費で最大限の効果を上げられるような取組を進めて、有害鳥獣による農業被害ゼロに向けてしっかり取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、農林水産部関係の審査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時38分）